

確認申請に伴う協議用チェックリスト【開発指導課】

建築主 氏名：

建築場所 地名地番：東大阪市

報告者（設計者）会社名：氏名：

報告者連絡先 電話番号：

申請の種類 新規・計画変更 / 建築物・工作物（擁壁）

工事の種別 新築・増築・改築・移転・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替

☐都市計画法に基づく開発許可

☐市街化調整区域内

☐開発指導要綱適用

☐位置指定道路に接道

☐流通業務地区内

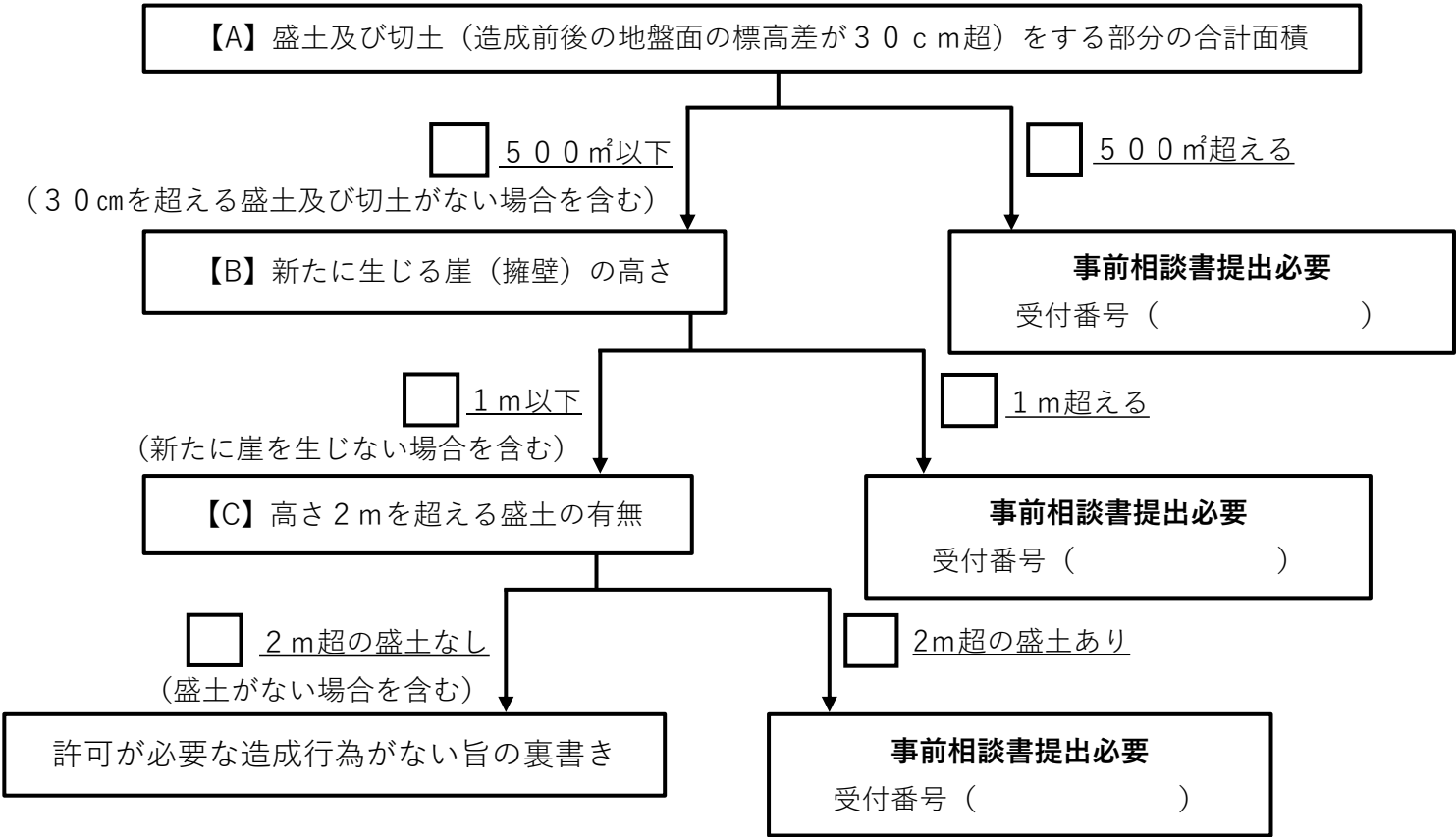
☒盛土規制法（宅地造成等工事規制区域内）

該当するものすべてに☒

上記建築場所における宅地造成等工事規制区域内の建築計画について、
宅地造成及び特定盛土等規制法に関する事項を以下の通り報告します。

盛土規制法第12条第1項に基づく許可要否

以下の【A】～【C】について該当する ☐ に ☒ を記入してください。（A～Cの解説は裏面参照）



宅地造成等工事規制区域内での確認申請時の裏書きについて

開発指導課における裏書き時にチェックリストを提出していただきます。これは、盛土規制法の許可要否判断を円滑に進めることを目的としていますので、ご協力の程よろしくをお願いします。

※造成行為がある場合は裏書き前に事前相談書の提出が必要となる場合があるためご注意ください。

(チェックリストのフロー図参照)

※事前相談書の提出が必要な場合は、事前相談書の決裁後に裏書きを行います。(10日程度)

①～⑤に該当するか判断できる図面を事前相談書に添付してください。

①盛土で1m超の崖を生ずるもの ②切土で2m超の崖を生ずるもの

③盛土と切土を同時に行い、2m超の崖を生ずるもの

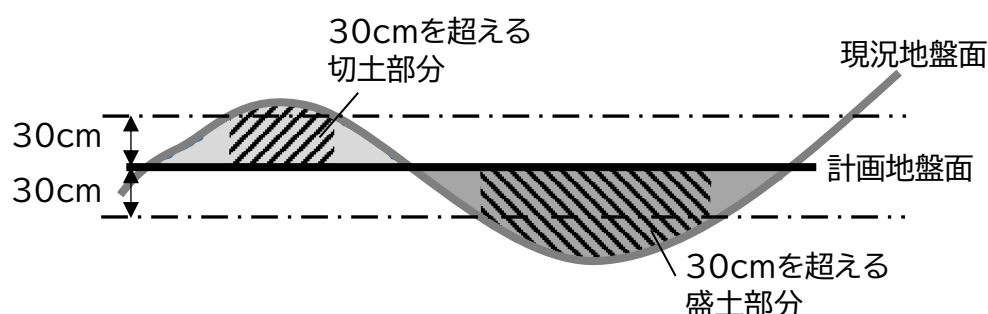
④盛土で高さが2m超となるもの(①③を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超

※盛土規制法の許可が必要な場合は確認申請前に盛土規制法の許可手続きが必要です。

フロー図の【A】～【C】については、以下の内容を確認し、該当するか判断してください。

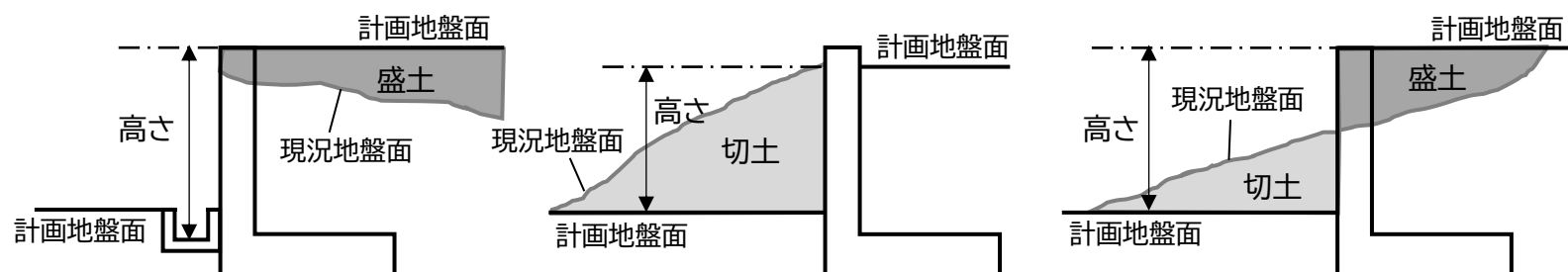
【A】 前後の地盤面の標高差が30cmを超える盛土又は切土をする部分の面積

▨▨▨▨ 部分の水平投影面積の合算が、500㎡を超えるか



【B】 新たに生じる崖（擁壁）の高さ

崖とは、地表面が水平面に対して30度を超える土地のことをいいます。



※30cm×30cmを超える側溝・水路等沿いに崖を計画する場合は、側溝等の底を地表面とみなします。

(側溝等の幅、深さいずれか一方でも30cmを超える場合)

【C】 高さ2mを超える盛土の有無

